

特定用途制限地域の制限内容

2024.10.15更新

区分	項目	拠点型	低層型	維持型			保全型	景観地区外(主に準都拡大エリア)					
		観光Ⅰ地区	観光Ⅱ地区	観光Ⅲ地区	市街地隣接地区	観光居住地区	農地森林保全Ⅱ地区	沿道商工誘導地区	沿道集積地区	環境型産業地区	住宅地集積地区	農地森林保全Ⅰ地区	自然保全地区
		センタービレッジ 花園ビレッジⅠ 花園ビレッジⅡ ワイススキー場	ローワービレッジ ニセコひらふ沿道 樺山沿道	ニセコひらふA ニセコひらふB パビリオンズ	東岩尾別	羊蹄の里 ノースヒルズ カントリーリゾート	双子山・西岩尾別・旭・花園保全 樺山保全 リゾートゲートウェイ	建ぺい率 40% 容積率 100%	建ぺい率 40% 容積率 100%	建ぺい率 30% 容積率 50%	建ぺい率 40% 容積率 100%	建ぺい率 30% 容積率 50%	建ぺい率 30% 容積率 50%
	1【禁止】工場					●					●		●
	【禁止】原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの	●	●	●								●	
	【禁止】原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの				●		●					●	
	【除くもの】令第130条の6に規定するもの												
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの ・作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの ・原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの					□					□		□
	【除くもの】パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの ・作業場の床面積の合計が100㎡以下のもの ・原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以内のもの	□	□	□								□	
	【除くもの】パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの ・作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの				□		□						
	【除くもの】美術品または工芸品を制作するための工場 ・作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの ・原動機を使用する場合は出力の合計が0.75kw以下のもの					□					□		□
	【除くもの】美術品または工芸品を制作するための工場 ・作業場の床面積の合計が100㎡以下のもの ・原動機を使用する場合は出力の合計が1.5kw以下のもの	□	□	□								□	
	【除くもの】美術品または工芸品を制作するための工場 ・作業場の床面積の合計が300㎡以下のもの				□		□						□
	【除くもの】農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの 工場等の制限なし				□		□	○	○	○		□	□
	2【禁止】危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの					●					●	●	●
	【禁止】危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準住居地域欄に掲げる量を超える建築物	●	●	●	●		●	●	●		●	●	
	【禁止】危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中商業地域欄に掲げる量を超える建築物								●				
	【禁止】危険物の貯蔵又は処理の用に供するもので令第130条の9の表中準工業地域欄に掲げる量を超える建築物				□		□					□	□
	【除くもの】法別表第2(ち)項第二号及び第三号 ※農業関連 危険物貯蔵施設の制限なし									○			
	3【禁止】店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの					●				●	●		●
	【禁止】店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの						●					●	
	【禁止】店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの				●				●				
	【除くもの】令第130条の5の2に規定されていて、床面積の合計が150㎡以下のもの					□				□	□		□
	【除くもの】自家用販売のための美術品または工芸品を制作するアトリエまたは工房 ・作業場の床面積の合計が50㎡以下のもの ・原動機を使用する場合はその出力の合計が0.75kw以下のもの					□				□	□		□
	店舗・飲食店等の制限なし	○	○	○				○					
	4【禁止】ホテル又は旅館 ※簡易宿所含む ホテル又は旅館の制限なし	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5【禁止】カラオケボックスその他これに類するもの ※ナイトクラブ(10ルクス超)含む		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
	【除くもの】宿泊施設に附属する施設 カラオケボックス等の制限なし	○	□	□				○					
	6【禁止】マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所 マージャン等の制限なし	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●
	7【禁止】ボーリング場	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	【禁止】スケート場、氷泳場、スキー場					●				●	●	●	●
	【禁止】ゴルフ練習場及びバッテイング練習場	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●
	ボーリング場等の制限なし							○	○				
	8【禁止】キャバレー、料理店その他これらに類するもの	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	9【禁止】個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	10【禁止】倉庫業を営む倉庫	●	●	●	●	●	●	(制限なし)	(制限なし)	●	●	●	●
	11【禁止】畜舎	●	●	●	(制限なし)	●	(制限なし)	●	(制限なし)	(制限なし)	●	(制限なし)	(制限なし)
	12【禁止】劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ※ダンスホール含む		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●
	【除くもの】宿泊施設に附属する施設 劇場等の制限なし	○	□	□				○					
工 作 物	1【禁止】鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用する用途に供する工作物	●	●	●	●	●	(制限なし)	●	(制限なし)	(制限なし)	●	●	●
	2【禁止】レディミクスコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用する用途に供する工作物	●	●	●	●	●	(制限なし)	●	(制限なし)	(制限なし)	●	●	●
	3【禁止】アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造に供する工作物	●	●	●	●	●	●	●	(制限なし)	(制限なし)	●	●	●
	4【禁止】ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設	(制限なし)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5【禁止】メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	(制限なし)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

適用除外については、お問い合わせください。